

ノ如キ各種ノ印刷物ヲ作成配布シ希職ノ擴大ヲ計ラ
ントスルヲ如キ態度ヲ示シツ、アルモ組合最高幹部
等^{此際}ハ本問題ヲ中心トシテ全職エヲ起タシムルニ於テ
ハ組合ヲ破壊サル、慎アリトシテ可及的^{此際}問題ヲ減少
シ調整課ノミノ問題トシテ取扱ヒ組合員ヲ自立セシ
ムル意嚮ナリ
右及申(通)致小也

別記 第一號

今般不都合ノ原有之解雇致候

昭和二年六月二十日

日本光學工業株式會社

殿

尚ホ工場法ノ規定ニヨル解雇手當日給額ノ拾四日分及ヒ金一封ヲ贈呈
致シ小間御受領相成致小

別記 第二號

去ル六月十一日以來數日ニ亘ツテノ諸君ノ行動ハ誠ニ不謹慎極マルモノ如ク信
シマス、深ニ眞面目ニ仕事ヲスルト書明シテ置キナカラ依然^{此際}怠慢スルカ如
キハ如何ニシテモ許シ難キ事ヲアツテ工場内ノ秩序維持ノ為メ会社ヲシテ終ニ出
勤停止ヲ命スルノ已ムナキニ至ラレメタコトハ誠ニ残念ナ事テアリマシタ
尤モ全負カ奉ケテ斯ル行為ヲ執ラレタノヲナクシテ中ニハ一時慎重ナル思慮ヲ叙
イテ誤解シ或ハ又已ムヲ得スレテ行動ヲ共ニシタ諸君モアラウト想像シマス